Ⅳ．教員免許・資格取得について

教育職員免許状について

（1）教育職員免許状について

学校の先生になるためには、以下の２つをクリアしなければなりません。

①
免許状の取得

＋

②
教員採用試験に合格・採用

①免許状の取得

教育職員免許法（以下、免許法）に定められた要件を満たし、都道府県教育委員会に申請することにより免許状を取得することができます。免許法には取得のための要件が細かく定められており、免許状取得に必要な科目や単位数をしっかり理解しなければなりません。免許状取得までの履修すべき科目や注意事項は、毎年行われるガイダンスで説明しますので、ガイダンスに必ず出席し各自で確認を行ってください。分からないことがあれば、すぐに教職課程教員もしくは教務課（1号館２階）に確認してください。

【免許状取得要件】以下、（i）～（iv）の要件を全て満たす必要があります。

（ｉ） 一種免許状：学士の学位を有すること
　　　専修免許状：修士の学位を有すること

（ii） 免許法第５条別表第一で定める単位を修得すること

専修　一種

①教科に関する科目
20単位以上

＋

②教職に関する科目
中免：31単位以上
高免：23単位以上

≧

合計
59単位以上

＋

③66条の6
8単位以上

＋

④教科または教職に関する科目
24単位以上
（大学院の課程）

①教科に関する科目：所属する学科・専攻・免許教科により異なるが、各教科の専門分野をまんべんなく学ぶ科目。最低20単位以上。

②教職に関する科目：教員としての資質・能力を身につけるための科目。
中学校免許と高等学校免許では、最低単位数が異なる。

③66条の6：一種免許状取得に必要な59単位とは別に文部科学省令で定める科目（免許法施行規則66条の6）を修得しなければならない。

④教科又は教職に関する科目：専修免許状を取得するには、基礎となる一種免許状取得要件を満たし、大学院の課程において「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」を24単位以上修得しなければならない。

（ⅲ） 免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目を修得すること

■教育職員免許法施行規則第 66 条の 6

66 条の 6 に定められた科目	最低修得単位数
日本国憲法	2
体育	2
外国語コミュニケーション	2
情報機器の操作	2

（ⅳ） 中学校免許取得希望者は、介護等体験を実施済みであること

②教員採用試験に合格・採用

単純に『教育職員免許状取得＝学校の先生になれる』という訳ではありませんので、注意してください。「教諭」として教壇に立つためには公立・私立学校を問わず行われる教員採用試験に合格しなければなりません。教員採用試験は、各都道府県教育委員会・私立学校によって試験方法・内容が異なります。最新の情報を入手する必要があります。

（2）本学で取得できる免許状

【学部】

平成 30 年度（2018 年度）以降入学生				
工学部	機械工学科	高一種免許（工業）		
	航空システム工学科	高一種免許（工業）		
	ロボティクス学科	高一種免許（工業）		
	電気電子工学科	高一種免許（工業）		
	情報工学科	高一種免許（工業）	高一種免許（数学）	中一種免許（数学）
	環境土木工学科	高一種免許（工業）		
情報フロンティア学部	メディア情報学科	高一種免許（工業）	高一種免許（情報）	
	経営情報学科	高一種免許（工業）	高一種免許（情報）	
	心理科学科	高一種免許（情報）		
建築学部	建築学科	高一種免許（工業）		
バイオ・化学部	応用化学科	高一種免許（工業）	高一種免許（理科）	中一種免許（理科）
	応用バイオ学科	高一種免許（工業）	高一種免許（理科）	中一種免許（理科）

【大学院】

平成 28 年度（2016 年度）以降入学生		
工学研究科	機械工学専攻	高専免（工業）
	環境土木工学専攻	高専免（工業）
	情報工学専攻	
	電気電子工学専攻	高専免（工業）
	システム設計工学専攻	
	バイオ・化学専攻	中高専免（理科）
	建築学専攻	高専免（工業）
	ビジネスアーキテクト専攻	
	高信頼ものづくり専攻	
心理科学研究科	臨床心理学専攻	

（3）学部４年間のスケジュール

	1年次	2年次	3年次	4年次
4月	新入生教職ガイダンス① ※教員免許取得を考えている方は、必ず出席すること。	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 第２回介護等体験ガイダンス	在学生教職ガイダンス 教育実習ガイダンス① 教育実習内諾依頼	在学生教職ガイダンス 健康診断・麻疹抗体検査 教育実習ガイダンス② 教員採用試験出願（4月～6月） 教育実習事前指導
5月	新入生教職ガイダンス②		教育実習内諾依頼	教育実習期間
6月		第３回介護等体験ガイダンス	教育実習内諾依頼	教育実習期間
7月	新入生教職ガイダンス③ **★教職課程登録申請書 提出**	介護等体験事前指導	教育実習内諾依頼	教育実習期間 教育実習報告会① 教員採用試験受験（7月〜9月）
8月	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど 夏期集中講義
9月		**★教職課程継続判定** 介護等体験7日間	★教職課程継続判定	
10月				**教育職員免許状一括申請説明会** ※免許状取得希望者は必ず出席してください。
11月				教育実習報告会②
12月	教員採用試験説明会 **★教職課程継続申請書 提出** 第１回介護等体験ガイダンス	教員採用試験説明会 介護等体験事後指導	教員採用試験説明会	教育実習事後指導
1月		介護等体験事後指導		
2月	教育原理（集中）			
3月	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど	【イベント】 学校現場体験、学校ボランティアなど ★教職課程継続判定	授業づくり練習（模擬授業実践など） **★教育実習受講判定**	教育職員免許状の受取 （卒業式当日）

※年間スケジュールの実施時期・内容については変更される場合があります。具体的な日程・内容などについては、掲示や学生ポータル等で案内を出すので、必ず確認すること。
※上記以外にも各種イベントを実施する場合があります。その場合は授業内で案内します。

（4）教職課程を履修するにあたって

本学の教職課程は、1 年次から 4 年次までの 4 年間を基本としたカリキュラム構成となっています。したがって 1 年次から教職課程がはじまりますので、計画的に必要な科目を配当年次に従って履修する必要があります。教職課程で必要な科目等については、４月に行われる「**教職ガイダンス」での配付資料で確認をしてください。**

基本的には、「履修申請システム」（Web）での履修申請となりますが、「教職に関する科目」については、授業内で別途案内や、「教職課程登録者」へポータル連絡等で案内する場合もあります。案内を見逃したり、聞き漏らすことのないよう注意が必要です。

【教職課程の登録制】

免許状を在学中に取得するためには、授業科目の履修登録に加えて、「教職課程登録申請書」を提出する必要があります。登録制の目的は、４年間を見通した指導・支援をするため教職課程を目指す学生を漏れることなく把握し、必要な情報の提供などをスムーズに行うようにするためです。また、教職に関する科目の履修にあたっては、以下の事項を心得ておいてください。

【教職課程を履修するための守るべき事項】

(1)　教師になることを真剣に考えていること
(2)　教職にかかわる各ガイダンスには必ず出席すること
(3)　提出書類など指定された期日までに提出すること
(4)　ポータルなどの連絡事項に細心の注意を払い、手続き等を漏れなく行うこと
(5)　連絡先などの届け出事項に変更があった場合は、速やかに教務課に届け出ること
　　*** 上記の事項に加え、２年次の前学期終了時点で以下の条件を追加します ***
(6)　２年次前学期までの全授業において各科目の出席率が 90％以上であること
(7)　「教師入門セミナー」「教育原理」「道徳教育の理論と実践」「教育心理学」に合格していること

上記の事項を守れなかった場合や条件を満たせなかった場合、教職課程教員の呼び出しに応じ、個別面談を受けなければなりません。その結果、教職課程の継続ができなくなり、在学中に免許状が取得できなくなる場合があります。